

## 民生環境常任委員会 審査順序

### ● 陳情審査

令和7年陳情第1号 選択的夫婦別姓制度を直ちに導入するための国会審議を求める意見書の提出についての陳情

[民生環境協議会]

- 所管事項の報告について
  - ・ 戸籍全部事項証明書の誤交付について

○民生環境常任委員会付託

番 号	令和7年陳情第1号	受理年月日	令和7年2月6日
件 名	選択的夫婦別姓制度を直ちに導入するための国会審議を求める意見書の提出についての陳情		
提 出 者	八戸市鳥屋部町1-2 板橋ビル3階 新日本婦人の会八戸支部 支部長 一山 恒		
紹介議員			

要 旨

陳情項目

選択的夫婦別姓制度を直ちに導入するための国会審議を進めるよう求める意見書を、国及び政府に提出することを求めます。

陳情理由

日本では、婚姻における夫婦別姓が認められないために、望まない改姓、事実婚、通称使用などによる不利益や不都合を強いられる人が多く存在しています。夫婦同姓を法律で定めているのは日本だけです。婚姻の際、96%が夫の姓になっており、女性に多大な負担となっています。

通称使用では、旧姓併記、旧姓使用での法的根拠がないために、本人であることを疑われたり、様々な事務手続の煩雑さがあります。働く女性にとっては改姓によって、キャリアが中断されるとの声も切実で、通称使用の拡大では根本的解決になりません。

女性差別撤廃委員会は夫婦同姓を義務づける民法750条は、差別的規定に当たるとして、2003年以降繰り返し、その改正を勧告してきました。2024年10月には、750条を改正する措置が何もとられていないと厳しい表現で勧告し、再び、2年以内に実施状況の報告を求めていました。

法務大臣の諮問機関である法制審議会は1996年、選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正要綱を答申しました。最高裁判所は2015年と2021年に夫婦同姓の強制は違憲ではないと判断しつつも、複数の反対意見が付され、制度の在り方は国民の判断、国会に委ねるべきとしています。

選択的夫婦別姓制度は、同姓か別姓かを選択できるようにするもので、誰も強制されることのない仕組みです。

最近の世論調査では約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成し、若年層ほど賛成が多くなっています。2024年6月には、日本経済団体連合会が導入を求める提言を発表しました。同制度の導入を求める地方議会の意見書も次々採択されています。

2024年10月の衆議院選挙を経て、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する政党が国会で多数となり、同制度を直ちに導入することは、国会が日本国民に対して果たすべき責任です。

以上、上記項目について、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣、法務大臣など関係大臣に対する意見書の提出を決議いただくよう陳情します。

## 選択的夫婦別姓制度を直ちに導入するための 国会審議を求める意見書の提出についての陳情について

### 1 選択的夫婦別姓制度とは

選択的夫婦別姓制度とは、夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の姓を名乗ることを認める制度である。民法等の法律では「姓」や「名字」のことを「氏（うじ）」と呼んでいることから、法務省では、選択的夫婦別姓制度と呼んでいる。

民法 750 条は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」と規定しており、現在の民法のもとでは、結婚に際して、男性又は女性のいずれか一方が必ず氏を改めなければならない。

### 2 これまでの経緯等

- (1) 平成 8 年 2 月、法務省の法制審議会では選択的夫婦別姓制度の導入を含む「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申した。法務省ではこれを受け、平成 8 年及び平成 22 年にそれぞれ改正法案を準備したが、国民各層に様々な意見があること等から、いずれも国会に提出するには至らなかった。
- (2) 平成 27 年 12 月の最高裁判所大法廷判決では、民法の夫婦同姓規定は憲法に違反していないと判断した。一方で、選択的夫婦別姓制度に合理性がないとまで判断したものではなく、夫婦の姓に関する制度の在り方は、「国会で論ぜられ判断されるべき事柄」と指摘した。
- (3) 令和 2 年 12 月に閣議決定された第 5 次男女共同参画基本計画でも、夫婦の氏に関する具体的な制度のあり方に関し、司法の判断も踏まえ、検討を進めることとされている。
- (4) 令和 3 年 6 月の最高裁判所大法廷決定で再び、夫婦同姓規定は憲法に違反していないと判断した一方で、夫婦の姓に関する制度の在り方は、「国会で論ぜられ判断されるべき事柄」と指摘した。

### 3 「家族の法制に関する世論調査」（令和 3 年に内閣府が実施）の結果

- ・「選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい」 . . . 28.9%
- ・「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で、  
旧姓の通称使用についての法制度を設けた方がよい」 . . . 42.2%
- ・「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい」 . . . 27.0%
- ・無回答 . . . 1.9%

## 戸籍全部事項証明書の誤交付について

### 1 事実概要

DV被害等で支援措置を受けている方の戸籍（戸籍全部事項証明書）について、相手方の弁護士から郵送で請求があり、当該証明書中一部をマスキング（黒塗り）処理し交付すべきものを、それを怠り、交付したもの。

### 2 経緯

令和5年5月	県外某市より、住民票等交付制限の依頼があり、住民基本台帳システムに交付制限を設定
令和7年1月上旬	県外某市より、戸籍全部事項証明書におけるマスキングの申入の連絡を受け、戸籍検索システムに発行抑止を設定
令和7年1月中旬	相手方弁護士の郵送請求に対し、支援措置対象者の所在を推定できる戸籍全部事項証明書をマスキングせずに誤交付
令和7年1月下旬	支援措置対象者からの電話で誤交付が判明

### 3 原因

1月中旬に支援措置対象者の戸籍全部事項証明書について郵送請求があり、八戸市で受理した。郵送請求担当者が請求書に基づき戸籍検索システムにて当該証明書を検索、発行抑止メッセージが表示されるも見逃し、印刷し、交付した。

### 4 支援措置対象者への対応

事実判明後すぐに、市から誤交付があった事を電話でお詫びし、状況を説明した。今後のマスキングについて改めて要請され、適切に処理する旨伝えた。  
現時点では、支援措置対象者におけるトラブルや市への要求はない。

### 5 再発防止策

支援措置対象者の住民票や戸籍の附票の交付請求については、本人以外に交付されないように、パスワードを入力しなければ印刷できない等システム上の制限措置が講じられている。

一方、戸籍については、住所の記載はなく、交付請求があった場合は、原則、交付しなければならない。ただし、戸籍に関する届出の受理地等の自治体名が記載されるため、支援措置対象者の戸籍については、届出の受理地等を覚知されないようマスキングの措置を講じた上で請求に応じるものとされている。

なお、当市において、本措置の対象となる戸籍は4件と稀少なケースである。  
このことを踏まえ今後の再発防止策について次のとおりとする。

民生環境協議会

令和7年3月18日

市民環境部市民課

- ① 支援措置対象者の戸籍を取扱う際、システム上に表示される発行抑止メッセージについて、より強い警告となるよう改善する。
- ② 発行抑止が設定されている戸籍の交付請求があった際は、請求受付及び交付担当の窓口グループのみならず、戸籍及び発行抑止メッセージを管理する戸籍グループにおいてもメッセージの内容を確認し、適切に対応できるよう確認体制を強化する。
- ③ 支援措置対象者の各証明書の取扱いについて、定期的に注意喚起すると共に転入職員や会計年度任用職員の採用時に重点的に研修する。